

平成28年度宇都宮家庭裁判所委員会 議事概要

第1 日時

平成29年2月17日（金）午後2時から午後4時まで

第2 場所

宇都宮地方・家庭裁判所中会議室（新館2階）

第3 出席者

1 委員（敬称略・五十音順）

宇田川幸代，刑部郁夫，熊田裕子，見目明夫，善林景子，高木光春，
竹内民生，谷田隼也，寺山厚子，松原和彦，村松 泰，山田 薫

2 オブザーバー

三貫納隼（裁判官）

3 事務局

河合明博（首席家庭裁判所調査官），登坂一敏（首席書記官），小野 昭
（事務局長），田崎正紀（次席家庭裁判所調査官），中村浩毅（事務局次
長），萩原英子（総務課長），平山 仁（主任家庭裁判所調査官）

第4 議事

1 新任委員の自己紹介（山田委員，寺山委員）

2 少年審判に関する意見交換等

(1) 少年審判全般について

ア DVD上映

最高裁判所作成のDVD「少年審判～少年の健全な育成のために～」を
上映した。

イ 意見交換

（発言者：□委員長，○委員等，◇オブザーバー，△事務局）

□ 少年審判手続の流れのうち，家庭裁判所に事件が送致される前の部分に

ついて、検察官である委員から何か御紹介いただけるか。

○ 家庭裁判所に送致する前の少年の捜査について、その段階では、成人と基本的には変わらない捜査を行っている。まず、逮捕して捜査を行うのか、逮捕せずに捜査を行うのかという違いはあるが、いずれにせよ成人と同じような形になる。逮捕した場合に、その後、捜査の際に身柄拘束がされる場合があるが、その拘束場所として、警察等の留置施設に勾留されるのか、それとも鑑別所等に観護措置として入るのかという違いはあるが、捜査内容としては少年と成人とで変わりはない。少年の場合に捜査機関が特別に行うこととすれば、保護者の話を警察において聞いたりするということがある。

□ 付添人はほとんどが弁護士だが、弁護士の立場で何かコメントなどいただけるか。

○ 審判には、付添人に就いた場合には立ち会う形になるが、実は、その前に、家裁調査官の調査の段階で、どこまで家裁調査官と突っ込んだ話ができるかというのが、付添人としての役割というか、重要な仕事だと思っている。審判までの期間は比較的短い。DVDでは試験観察というのがあったが、実際には1回の審判期日で処分が決まってしまうこともあるので、それに備えて家裁調査官と綿密な意見交換をするということに、付添人としては心がけて、できる限り少年の立場というものを理解するように働きかけをしたいと考えている。

□ 刑事事件の弁護人とは、やはり違いが大きいか。

○ かなり違うと思う。御両親と面会するとか、そういうことは、通常、成人事件ではないので、そういう意味ではきめ細かい配慮をしている。あるいは、学校に出向いて先生とお話するとか、そういうことも付添人なりにしなくてはならない。そういった情報を集めるということも、かなり重要な役割かなと思っている。

□ 裁判官の立場で、何か補足することがあるか。

◇ 私は、少年事件も担当しており、実際に少年審判を主宰する裁判官の立場で、この場に立ち会わせていただいている。家庭裁判所の少年審判は、基本的には裁判官の職権で、裁判官の考えるスタイルで自由に行える部分が多い、裁量が大きいというふうに言われており、個々の裁判官、裁判官によって、審判のスタイルはだいぶ異なってくるのだろうと思う。ただ、おそらくどの裁判官も一番心がけているのは、少年自身の言葉で、少年の考えや思いを引き出すということに尽きるのではないかと思う。少年審判の場で一番気を遣うのは、どうしてこういう事件を起こしたのかという原因をきちんと自分なりに振り返ってほしいということと、その上で今後再非行をしないためにどうしたらいいかということについて、きちんと少年に考えてほしいし、それを自分の言葉で述べてほしいと思っている。少年は大人と比べて非常に人からの誘導に乗りやすいところもあり、周りの人から、こうなんじゃないの、あなんじゃないのと言われると、はい、そうです、そうですと乗っかってしまいがちであって、周りの人からいろいろな言葉をかけられればかけられるほど、そちらになびきがちだと思う。それを自分の言葉で、自分で考えたこととしてきちんと表現できるようになれば、やはりそれは少年の内省が深まったということになるかと思うので、そういった問いかけをするということを特に意識している。

○ DVDは身近なこととして見られ、よく分かったが、かなりうまくいったケースだと思う。実際には、少年の心がもっと荒んでいたり、家庭でうまく受け止められなかったり、保護者と話しても考えを変えなかったり、困難なことも多いのではないかと思うがいかがか。

◇ 非常にいい流れでいった事例だというのは、同感である。一つの理由としては、試験観察に付されて、お互いに同じ方向を向いて頑張れる機会が設けられた。そこで多分、少年本人も親御さんも、お互い歩み寄るような

形で、いい方向を目指して行けたというケースだったのだと思われる。家庭環境は様々だし、常にそういうふうに向かうとは限らないというのも正直ある。そういう場合に、裁判所としては、少年本人への働きかけではなく、保護者に対しても、いろいろな側面から働きかけをするというのが、一つ考えられる。あと、家庭関係がぎくしゃくしていて、なかなか家裁調査官だけでは難しいという場合には、少年友の会の方にも参加していただいて、少年と保護者との間の橋渡し役や親御さんにとっての相談窓口といった位置づけで、付添人として活動していただくというケースもある。そういう手段を駆使しながら、なるべくいい方向にみんなが向かっていけるように努力していくといったことになるかと思う。

○ 私は、仕事上でDVに関わっており、若い子のデートDVが大人になってDVにつながっていくことも考えられるということで、若い子向けのデートDV防止の啓発を行うが、ああいった形で、非行を犯した少年にいろいろ話をする機会がある家裁調査官や裁判官から諭してもらえると、事前防止につながるのではないかという感想を持った。そういった例も実際あるのか。

◇ ストレートにDVというのはなかなかないかもしれないが、少年でも男女交際をしていることは当然あり、付き合っている相手に手を上げたというケースもある。あるいは、性犯罪のようなことで女性に対する非行もある。そういったときは、自分が被害者の立場だったらどう考えるかなど考えさせる。また、そもそも女性に対するものの見方が、一般の少年とは違っている場合もある。まず、そういったところで、本人に気づきを与えることが大事だと思う。その辺は、家裁調査官が、少年や保護者との面接などから、この子はこういう点が非行に至った原因なのだろうとか、背景になるものの考え方なのだろうとかいうのを、非行のメカニズムのような形で分析し、そこから少年に対する働きかけのポイントが分かれば、審判の

中で裁判官からもそこに力点を置いた話をしていったら、本人に理解を促すというような形で審判を行っていくことになる。それがうまく本人の心の中にすっと落ちていけば、将来のDVなども防げるのではないかと思う。

○ 保護者としての立場では、子供を犯罪者にしないように育てなければという気持ちがある。子供が悪いのではなく、保護者が悪いのだというようなケースがあると思うが、裁判所の現場から、保護者に対して、もう少しこうしてくれればいいのにとというようなアドバイスがあればお聞きしたい。

◇ 個別の事案、個別の家庭によって、抱えている問題は様々だと思うので、一概にこうすれば良くなるというような万人に効く処方はないと思う。また、裁判所は、事件が係属して、その事件に応じた対応をしているというのがあるので、なかなか一般化しにくいところはあるが、実際にいくつか審判を経験していく中で感じたところでは、お互いがお互いに持っている不満や相手に対するぎくしゃくした思いをずっと抱え込んでいるケースが多いのだろうと思う。それが言えないまま抱えて抱えて、犯罪行為という形で爆発するというようなことがある。お互い悩みや不安を抱え込まない形で、何事も言い合えるような関係、素直に言葉を交わせる関係になればいいと思うし、そうするためには、どちらかが変わるというより、お互いに歩み寄って変わっていくという必要がある、それを自覚することが大事だと思う。少年自身は周りの人がこうだああだということをよく言うが、私は少年審判で、周りが変わるのを待っているだけでなく、まず自分が変わろうよ、自分が変われば周りも変わるんじゃないの、ということをよく言っている。少年本人と保護者の両方にその自覚を持ってもらおうと少し事態が好転するのかなという印象を持っている。

△ 心理学では「過去と他人は変えられない。」とよく言われる。他人に対

して変われと言っても難しいが、自分が変われば関係性が変わってくるので、状況が変わるということになる。裁判所は、個別のケースごとに、予断を持たないで、一つ一つ丁寧に見ていくので、その上でどういうふうに変わっていったらいいのかについては、それぞれが考えてもらうことが大事だと思う。

△ 共通して言えるのは、良くも悪くも、自分のお子さんをできるだけ客観的に見てもらえるようになるといいなと思う。悪いと思うと徹底的に悪いと思ってしまい、いいと思うと悪いところも見えなくなってしまうという親御さんがやはり多いのかなと思う。やはり学校でも多分そういうところがあるのではないかなと思う。できるだけ客観的に見られる視点を、親御さんは持ってもらえるといいと思う。

□ 少年事件は、裁判所に来る前の警察、検察庁での手続、裁判所に来てからの手続、さらにその後もある。少年事件は、その後いろいろなメニューがあるということが特徴の一つだと思う。裁判所だけで何かができるわけではなく、裁判所が少年に関わる期間はむしろ非常に短い。その中で裁判所としてどこまで一生懸命やれるかということ、日々苦心しているところである。裁判所での大きな特徴は、家裁調査官が必ずと言っていいほど関わっていくというところが、刑事事件とは非常に異なってくる。刑事事件と違う手当を家庭裁判所はしている。裁判官が関わるのは、1回顔を合わせるかどうかだけでも、家裁調査官はそうではない。そこでいかに少年と、あるいは保護者との間で、信頼関係を築きながら、少年の立ち直りのために努力をするかということになるろうかと思う。家裁調査官の仕事ぶりは、DVDでもそんなによく分からないかもしれないが、結構いろいろなことをしているので、後からも紹介させていただく。

また、少年事件の件数は、全国的には明らかな減少傾向にあり、これは少年の数自体が減っているということもあるが、とはいえ、新聞やテレビ

で御承知のとおり、悲惨な少年事件が報道されることが多く、そういう意味では、数は減ったけれども質的には良くはなっていない。むしろ悪くなっているところもあるかもしれない。かつてのように家庭環境だけでは、多分説明はつかない。DVDのような普通の家庭のお子さんが鑑別所に入るケースもなくはない。少年というのはかなりデリケートなところがあり、家庭裁判所では神経を使って少年に接しなければならない。関わり方を間違えると、立ち直りどころか逆になってしまうということもなくはない。そこが少年事件の特徴の一つであり、家庭裁判所でやる意味の一つなのだろうと思う。

(2) 再非行の防止について

ア 事務局から、教育的措置、調査時の働きかけ、体験型の働きかけ等について、説明を行った。

イ 意見交換

□ 少年友の会というのがあり、委員のお一人が関わっておられるということである。少年友の会というのは、少年の更生を目的の一つとして活動を行っておられると伺っている。日頃の活動や裁判所に対する御意見などあれば、お話いただきたい。

○ 少年友の会は、あまり知られていないと思うので、ここで紹介させていただく。

会員は、裁判所の家事調停委員と民事調停委員とそのOB、そして弁護士の方等にも入っていただいている。そのほかに、この会の趣旨に賛同される方に、賛助会員ということで、金銭的な支援をいただいております。現在、二百名ちょっとの人数が登録されている。

友の会は、一言で言うと、非行を起こした少年の自立に向けた支援を行っている。具体的には、先ほどのDVDでは少年に両親がそろっていたが、私たちが接するのは、非行を起こした少年に保護者がいないか、

あるいは、いても保護者としての役割を果たしていない場合に、裁判所から依頼を受けて付添人になったりする。付添人は、付添人の研修を受けた方や付添人を経験した方の中から推せんする。最近では、複数ということで、男性と女性のペアで活動しているので、そのように裁判所に推せんし、裁判所から許可を得て、付添人として活動することになる。私たちは、少年の保護者代わりになるので、少年が審判を受けるまでの間、まずは面接に行き、少年が今一番困っていることは何かとか、これからの生活や何をしたいのかを聞く。例えば、高校中退しているが何とか高校を卒業したいとか、資格を取ってこういう仕事に就きたいとか、これから仕事をしたいんだというような話を聞いて、必要な情報を収集して少年に提供する。活動期間は審判までであるが、試験観察になったりすると、長い場合は1年近くにわたったりする。

審判で処分が決まるが、所持金がない少年もおり、家に帰るための交通費も、今日から食べる物もないというような状態になるので、友の会として、当面生活できるようお金を、そんなに大きな額ではなく、少年によって金額に幅があるが、1万円くらいとか、あるいは、お米などの食料品など、会員の持ち寄ったものを支援したりしている。

また、試験観察中で在学している少年の場合には、家裁調査官の見立てもあるが、学力がついていけないようなので、学習指導をしてはどうかという話を受けることもあり、会員の中から、あるいは学生ボランティアとして友の会に登録してもらっている大学生にお願いして、学習指導をしたり話し相手になったりしてもらっている。学生ボランティアの交通費や指導する上での教材費などは、友の会から支給している。

最近の事例をいくつか紹介すると、体調を崩して、当面働くことは難しいかなといった少年の場合に、私たちの方で、審判前に市役所に出向いて、生活保護の対象になるのか、病院にかかる費用は見てもらえるの

かなど相談し、審判が出た後に、少年と一緒に手続をしたケースがあった。また、就職をしたいけれども運転免許がないという少年には、たまたまこの少年は養護施設に長くいた少年だったので、養護施設を出た後のフォローを行う支援機関に行って、少年が対象になるか確認をして、大丈夫だということだったので、運転免許取得費用を少年が借りて、結果として運転免許が取得でき、仕事にも就けたということの後から聞いた。中には住所不定の少年もいる。そうすると一番困るのが、社会福祉的なものが何も受けられず、仕事にも就くことができないので、家裁調査官の骨折りで少年を預かってくれる人が見つかった時に、私たちも出向いて少年の事情を話して、何とか住所を置かせてもらえないかをお願いしたところ、快く引き受けていただけたので、市役所で住民登録と国民健康保険の加入手続をした。少年は働く意欲があったので、給料が支給されるだろうと思われるところまで、国民健康保険料を友の会から支援した。次に、内縁の妻との間に子供がいる少年には、裁判官と家裁調査官の見立てだと思うが、父親としての自覚を持ってもらうことにより、これから良い方向に向かうかなということ、付添人の話があった。私たちの中に保健師の経験者がいたので、付添人になってもらい、家庭訪問をして子育てに関するアドバイスをした。少年もそうであるが、どちらかという内縁の妻が、育児は初めてで、誰にも相談できず孤立した状態だったので、2回ほど訪問して相談に乗ったりした。その中で、今後の家族計画も含めて話した。最終審判を迎えた時には、少年が最初に会った時とは表情も違って、父親としての自覚も若干出てきたようなので、これから子供のために頑張ってくれるのかなと期待もしたところである。

私たちは、少年の再犯防止と少年がこれから目標に向かって歩んでいくことを考えるきっかけとなるように、このような活動を続けている。

- 様々な活動をしておられるということで、あまり一般には知られていない地道な活動をしているということがお分かりいただけたかと思う。
- 事前のアンケートで、少年の心に関する診断の書類は、家裁調査官が作成するのかと質問した。説明を受け、再非行防止のための様々な工夫を聞き、安心した。付添人の話も聞いて、情報として得られないところで、皆さんが大変苦心しておられるということで、安心した。私の親族に保護司をしている者がおり、裁判所などが動いてくれなくて、自分たちが非行を犯した少年の職場を探すとか、いろいろなところで理解をしてもらうのに苦労をしているという話を聞いていたので、裁判所でこんなふうになっているということ、伝えたいと思う。
- △ 診断の書類ではないが、家裁調査官が、少年調査票あるいは少年調査記録という形の書類を作成している。まさにそれが家裁調査官の一番の仕事である。調査の中でやれることはこちらがやるが、それだけではなかなか立ちいかない部分があり、私たちのレベルでは対応しきれない子供さんや保護者の方を、保護観察や少年院送致という形で、専門的な指導、監督、訓練を受けてもらうという形になっているので、そこは若干のすみ分けがある。保護観察で保護司の方が担当されているのは、裁判所の職員だけでは対応できないケースだと御理解いただければ、その辺りはすっきりするかと思う。
- △ 裁判所はやはり決定機関なので、関わりとしては時間的な制約があり、一時的なところがある。ただ、基本的に、分析、処方せん、まさにそのとおりだと思うところで、何が原因で、何が再非行防止に必要なか、手当てが必要かということで、必要な所に引き継いで、少年とか親御さんを引き継ぐ。分析して引き継ぐというのも、大事な仕事だと思っている。社会的にある程度の処分でなくても許されるとか、あるいは一回の手当てで、もう一步の後押しで少年が再非行防止できるものについて

は、裁判所の方で努力しているということだと思う。基本的には、重大なケースはむしろ、それはそれできちんと事実を究明し、その上で方向性をきちんと出すというのが、裁判所の役割だと思っている。

- 調査時の働きかけについて、宇都宮家裁では、被害を考える講習、使用済み切手整理活動、老人ホーム・障害者施設などでのボランティアに取り組んでいるということだったが、他の家裁においてどういう取組がされているのかについて、情報交換はされているのか。

また、老人ホーム・障害者施設などでのボランティアについて、登録していただいている施設にお願いするということがあったが、登録の経緯をうかがいたい。

- △ 今回出させていただいた三つの取組は一部であり、これだけしかやっていないというわけではなく、絶えず多様な働きかけの方法、メニューを創意工夫している。その情報交換という点では、裁判所は全国組織で各家裁と情報交換しており、基本的に、どんなところでどんな工夫をして、どんなことが有効であり、どんなところが良かったかというようなことは、全国的に情報交換して裁判所全体、家裁調査官全体で共有するという方法を取っている。

老人ホーム等の登録の方法であるが、これは補導委託先とあって、裁判所の方で、まずお引き受けいただけそうな施設にお話をして、裁判所の方で、少年、保護者を行かせても安全、確実にできるかなど、いろいろお聞きした上で、登録し、利用させていただくという形になっている。もっといい施設があるということもあるかもしれないが、どうしても御縁で、例えば今ある補導委託先から、他の施設で外部の受入れに積極的で工夫もしているとか、いろいろな情報をいただいて、その上でお願いに行ったりして、登録させていただくという形である。少年友の会の方や調停委員にも協力いただいて、社会資源として、裁判所で連携し

て協力できるような、しかも我々の趣旨に添っているとか、少年の安全性とか、いろいろな意味で適合するものがあれば、どういう民間資源があるかは、常にアンテナを張っている。

△ 裁判所で、補導委託制度というパンフレットを作成しており、補導委託先についても説明があるので、御覧いただければと思う。少年法の試験観察という項目の中に、個人または団体に補導委託すると定めた条文があり、それに則ってやっているということになる。

○ 今、話を聞いて、いろいろな方がいろいろな立場で、再非行の防止に取り組んでいることが分かったが、それでも再非行するのは、どういった理由からか。

□ 残念ながら、再非行率は一定程度はあるようである。

△ これは、個々にいろいろ調べていくと、いろいろな背景や理由があると思う。再非行で来たということも、重大な本人理解の手がかりなので、さらに深く分析して手当てしていくということになると思う。一概に、こういうことが再非行につながるということは言いにくいですが、環境的になかなか厳しいとか、資源に乏しいとか、人間関係に乏しいとか、孤立無援であったり、経済的に困窮であったり、家族関係が極めて厳しかったり、そういうケースは多い。とにかくいろいろな面で恵まれない、不足しているということは、再非行が多いパターンの一つだと思う。

△ 大体、今の見方とすれば、子供さん本人の生まれ持った性格、能力、それをもって育つ家庭環境、社会に出ても友達や先生や職場の環境、そういうものが全部絡まって、どこか弱いところがあると、再非行に結びつくということになる。だから、そういう弱い点をうまく見つけて、そこを支持したり、補強したり、修正したりという働きかけが、裁判所なり、他の関係機関がやってくれて、手助けできれば、再非行の可能性が

少し抑えられることがあるのかもしれないと思う。

○ 言いたかったのは、少年は20歳までで、そこはこうやって手厚くやっているが、20歳以降は刑事的な話になり、こういう措置はしない。その原因の最たるものは何かを聞きたかった。

○ 昨日たまたま新聞を見ていたら、母親を殺害した高校三年生の少年を逮捕したという記事があったが、こういった場合には、いきなり刑事事件に行ってしまうのか。

そして、高校三年生になる少年が母親を殺してしまったという場合には、刑事罰はどういう形になるのか。

◇ 少年である以上、事件が起こって、警察、検察の方で捜査を遂げられれば、裁判所に事件が送られてくるということになる。当然、その段階で未成年と言うことであれば、少年審判の手續、少年法の予定している流れに乗って進んでいくことになる。DVDで見ていただいたような調査とか審判とか、手續の骨格自体は変わらない。ただ、そこで調査した結果とか審判の結果に基づいて、どういう処分の振り分けになっていくかというところで枝分かれをしていくということになる。今、例が出たような殺人の事件だと、法律の立て付けでは、原則としては、検察官の下に返すという検察官送致決定というのが原則になっている。ただ、事件によっては成人と同じ扱いをしない形で、保護処分にとどめるということで保護観察になったり少年院送致になったり、そういう枝分かれをしていくことになる。事件が裁判所に送致された、事件の送致を受けた裁判所がこういう判断をしたという報道がされると思うので、その辺も流れを追って見ていただくと、お分かりになるのではないかと思う。実際に事件が最終的にどういう結論になるかは本当に千差万別であり、証拠も様々なので、それは軽々にこの場で申し上げることはできない。

□ 何か検察の方で、追加されることがあるか。

- 裁判官の御説明に流れとして付け加えるところはない。検察官としても、基本的には、裁判所から検察官に送致される事件だろうなというふうに思っで見はしているが、殺人と言った場合、これは意図的に人を殺すと全部、殺人になってしまうが、その経緯だとか状況次第によって、必ずしも刑事罰をしなければならない事件なのか、それとも少年独特のもので、事情があるものなのか、そういったところで、検察官としても、そもそも刑事罰に乘せない事件ではないかという意見を家庭裁判所に送ったりすることはある。
- もちろん本件については分からないが、殺人ということで検察官送致になると、殺人は裁判員裁判を受けることになるので、そういう可能性もある。また、これは重大犯罪だという場合には、18歳以上であれば、現行法上、死刑は否定されていないので、これはおそらくないと思うが、死刑判決もあり得る。最悪、そこまでの可能性があるということかなと思う。
- 結果については、報道で経緯や結果が出てくるかもしれないので、それを見ていただきたい。事件は必ず家庭裁判所を通すというところが成人とは違うところである。成人であれば検察官のところに送致ということになるが、そうではなくて、検察庁、警察からは必ず家庭裁判所に事件が送致され、家庭裁判所を通してまた検察庁に事件が行くこともあるということである。
- 家裁調査官についてお聞きしたい。優しそうな方だなというイメージがあり、いただいたパンフレットでも、心理学、教育学の専門知識をいかしてとある。カウンセラーとか学校の先生の免許を持っているとか、どういう方になっているのか。
- △ 裁判官が法律の専門家でいるので、家裁調査官が期待されているのは人間科学の専門性だと思う。そういう採用試験をしており、採用される

と研修所でそういった研修や訓練を受け、退職までそういった研修を受け続けて専門性を磨いていくということになる。大学の心理学科とか社会学科から採用されている者もいるので、中には臨床心理士や社会福祉士の資格を持っているとか、裁判所に採用されてから資格を取る者もいる。そういったことで専門性を磨いている者もいる。

□ 裁判所としては、できる限りの再非行防止、更生のための工夫をしているところであるが、先ほど御指摘のとおり、一定数は再非行ということがある。ゼロは理想かもしれないが、現実はなかなか難しいので、できるだけタイミングよく少年の処遇をすることが、今の裁判所の使命かなと思っている。いろいろな御質問、御意見ありがとうございました。少年審判に参考にさせていただき、今後もよりよい審判を目指して、また工夫等していきたいと思う。

4 次回のテーマ

「裁判所の広報活動について」とする。

5 次回期日

平成29年10月31日（火）午後2時から4時まで

以上